

残飯売払契約条項

(総則)

第1条 甲及び乙は、契約書記載の残飯売払契約に関し、契約書及びこの契約条項に基づき、乙は、残飯の代金を甲の指定する場所に納付し、甲は、残飯を乙に引渡すものとする。

(権利義務の譲渡の禁止)

第2条 乙は、甲の書面による承諾を得た場合を除き、この契約の履行を他に委任し、この契約によって生ずる権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(代金の納付)

第3条 乙は、売払代金の毎1月分を取りまとめ、甲の発行する納入告知書又は口頭告知により、指定の期日及び場所に納付し、領収書等の交付を受けるものとする。

2 乙が、前項の規定に基づく納付期限を過ぎて売払代金を納付したときには、納付期限の翌日から起算して納付の日まで、その日数に応じ、国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号）第29条第1項本文の規定に基づき財務大臣の定める延納利息の率を乗じて計算した金額を延納利息として甲に支払わなければならない。

(搬出)

第4条 残飯の搬出は、乙の負担において行うものとし、乙は毎日少なくとも2回容器を持参して残飯を受け取り、搬出する。

2 品目別及び数量は、甲又は甲の指名した係官と乙又は乙の代理人が立会いの上、確認する。

3 その他、乙は甲の指示監督に従うものとする。

(有償の契約解除)

第5条 甲は、乙が次の各号の一に該当する場合、この契約の全部又は一部を解除し、契約保証金は、解除部分の金額（受渡済残飯の1日平均金額に解約日数を乗じた額とする。）の100分の10に相当する金額を国庫に帰属するものとし、乙が、契約保証金の納付を免除されているときには、違約金として解除部分の金額の100分の10に相当する金額を指定の期日までに納付させるものとする。ただし、その額が100円未満である場

合はこの限りでない。

(1) 乙がこの契約の解除を申し出たとき。

(2) 乙（乙の代理人及び使用人を含む。）が甲の職務執行を妨げ、又は不正の行為があったとき、若しくはその他甲の指示監督に従わないとき。

(3) 前2号のほか、乙がこの契約条項に違反したとき。

2 乙が前項に規定する違約金を指定の期日までに納付しないときには、第3条第2項の規定を準用する。

（無償の契約解除）

第6条 天災地変その他乙の責に帰しがたい理由により、乙が義務を履行することができない場合、契約の全部又は一部の解除を甲に申請することができる。

2 前項の規定を適用する場合において、甲は乙の申請を正当と認めたときには、前条の規定にかかわらず、この契約の全部又は一部を無償で解除することができる。

（甲の契約解除）

第7条 甲は、自己の都合により、この契約を無償で解除することができる。この場合、甲は、契約解除の5日前までに乙にその旨を通知するものとする。

（損害賠償の請求）

第8条 乙は、前条の規定により契約を解除された場合で、乙に損害が生じたときには、甲に対し損害の賠償を請求することができる。

2 前項の規定による損害賠償の請求は、解除の日から30日以内に文書により行うものとし、損害賠償の額は甲乙協議の上、定めるものとする。

（信用等の調査）

第9条 甲は、乙の信用調査又は当該債権保全上必要がある場合、乙からその業務又は資産の状況等に関する資料及び報告を徴し、又は事務所に立ち入り帳簿書類その他の物件を調査することができる。

2 甲は、前項の規定により乙の秘密を知ったときには、これを第三者に漏らしてはならない。

（秘密の保持）

第10条 乙（乙の代理人及び使用人を含む。）は、契約の履行に際し甲の秘密を知った場合、これを第三者に漏らし又は他の目的に利用してはなら

ない。

（人権配慮の取組）

第 1 1 条 この契約においては、受注者は「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和 4 年 9 月 1 3 日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めるものとする。

（その他）

第 1 2 条 この契約に明記されていない事項又は疑義若しくは紛争が生じた場合には、甲乙協議の上、解決するものとする。